

Title	勢州松坂に於ける銀札の沿革(下)
Sub Title	
Author	三井, 高陽
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1924
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.18, No.5 (1924. 5) ,p.723(103)- 738(118)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19240501-0103

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

はラスキンの最も強く主張する所である。數年の後「二つの路」に含まれたる講演に於いて建築家は彫刻家たるべしと云ひ(第一二三節)勞働者大學に關係しては美術家、藝術家の養成よりは寧ろ職工、工匠そのまゝの地位に於いて彼等を幸福向上せしめんとする努力等は皆此の思想の表現である。イー・ティー・クックが引用せる、友人 Count Zorn に宛てたる書翰に彼のヴェニス建築史の研究は美は製作者の幸福と想像とにより建築家は彼自からその部下の先頭に立つて、肉體的勞働の技術の首領として働く事騎士が軍隊の隊長たるが如くたるに非ずんば自からマヂスタアとしての權威を要求しうるものに非らざる事を示すにあつたと、云へる二十年後の回想は正しく如上の點を語つてゐるものである。

特に社會的教義として注意せらる可き諸節は

來し建築と共に當該社會滅亡に到るを説くが故に、彼の社會思想研究上に等閑に附す可きに非ざる所以を述べたのである。

附記「ヴェニスの石」を三回に互つて紹介せる所以は上記結句によつて明かであらう。然かも本稿はなほ不充足なるを免れない、語るべきは多い、第二卷第六章が勞働者大學趣旨書となりし頗末、ウキリアム・モリスの序文等はそのである。又更に重要なるは是等建築論がラスキンの大著近世畫家論の體系に對して如何なる關係に立つたかである、こはグックがラスキン傳第一卷二九九頁以下に論ぜる所であるが「近世畫家論」第三卷所説と思想的連絡寧ろ類似の斷定結論等が見出さるゝ事は當然である、この事を興味ある問題であるが紙數の増加を恐れて省略した。是等の點が最も不十分な點であるが就中「ヴェニスの石」全卷に互つて通讀するの猶豫なかりしは最も不満とする所である、唯幸ひに其は余が以上ラスキンの精神を傳ふるに於いて多大の妨げとなりしものに非ざるが如し。他日多少補筆しうれば幸甚である(一三・四・一四)

以上を以つて終るのである。第二十二節の冒頭には「若し余が此の興味ある問題を追及せんとするならば手元に於ける問題より遠ざかる事遙かなるに至るであらう」としてゐる。併かし既に述べたるが如く「ヴェニスの石」全卷が一つの社會的意義を有するが故にラスキンの社會觀として注意すべきものが茲に終れりと爲すを得ない。試みに以下の各節を見れば不完全性の意義を論じてゴシクの精神的特質の第一を終へ更に第二の變化を論じて規則を峻拒し、變化の中に作者の力を認め、第三の自然主義ナチュラルリズムに入つては彼獨特の藝術論を開陳してゐる。是等の諸點は聽て別の機會に於いて紹介するを得るであらう。唯こゝにはかくしてラスキンの建築藝術論はその組織の健全なる、その活動の幸福なる、その構成の自由なる社會を前提とし、形式主義に墮して滅亡に向ふ藝術は共に社會組織に缺陷を

勢州松坂に於ける銀札の沿革 (下)

三井 高陽

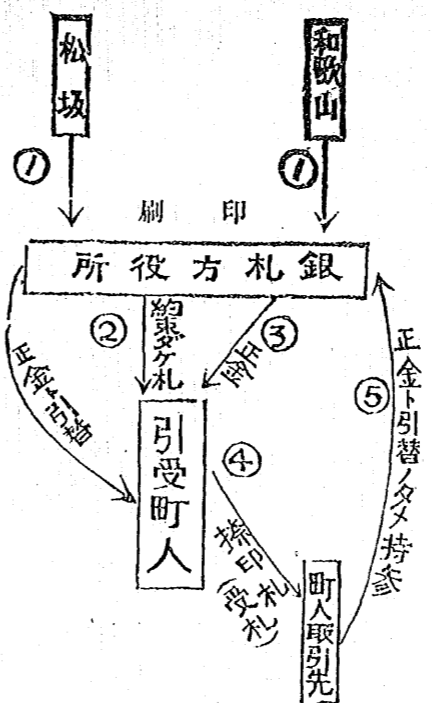
銀札五ヶ國融通併に引換への方法につき、南紀徳川史によれば

右銀錢札五ヶ國通用ヲ講セシ時ノ情況ハ、初メ大阪ニテ有名ナル兩替商三井、鴻池、加島屋、天王寺屋、辰巳屋、百足屋、米平(殿村)其他三名合セテ十人、尙ホ有力ニシテ取引多キ豪商ニ説キ流通ノ事ヲ記シ各自ノ引受高ヲ定メシメタリ、而シテ銀札方役所ヲ大阪ハ高麗橋、堺ハ甲斐ノ町、兵庫ハ北仲町、奈良及ビ越部等ニ設置シ各所へ若山ヨリ役人出張、銀札ノ用紙ハ松坂ヨリ輸送シ該役所ニテ印刷、以テ引受商人へ約束額ノ銀札ヲ渡シ支出之上ハ正

金ヲ受取ル法ニテ或ハ札引替ニ正金ヲ出シタル筋モアリシト、其ノ引受ケタル各商ハ該札ノ裏面上ノ處へ家々ノ小印ヲ捺シ以テ引受ノ證トス例へハ加島ハ㊦トカ三井ハ㊧トカスル如シ之ヲ稱シテ受札ト云フ、此受札ヲ面々ニテ取引用ニ支拂へハ其受人ハ該札ヲ役所へ持參シ正金ト引替ヲ乞フナリ、此引換タル札ヲ前記合印ニヨリ各商人ノ分ヲ仕分ケ再ビ其受札者ニ戻シテ正金ト交換ス、中ニハ受札人ノ許ニテ更ニ引換ニ來ラサルモノアリシ故金ヲ氣配ヨク流通シアルコトト察シ其受札人ニ就キ支拂ヒ先ノ景況ヲ試問シタルニ其家ニテハ受札ハ其儘長持ニ收メ置キ一札モ使用ハ不致也トノ答ニ役人ハ汗ヲ流シテカヘス詞モナカリシト、流通ノ概況ハ右ノ受札者ヨリ振出セハ直チニ役所ニ取付ニ來ル如キノ觀アリテ流通ハ拵措キ却ツテ手間費ノ姿ナレバ兵庫ノ方

人に宛て通牒を發し、其案内ありし日より二日以内に正金を持參して引替の爲め出頭する規定なりしも、斯くの如く短期間内に一々少額の銀を持參するは、極めて煩雜なるのみならず、失費も少なからざりし爲め、引替所へ戻りの通知あるとき直つに其町人名宛の振手形を發行し、又その振手形を前以つて準備し置き役所へ借入をなさしめ、之を受札持參者へ渡す方法を立て其の振手形持參者へは銀札を以つて引替へる方法を執れり。この方法は勿論便宜と經濟の爲めに案出せられたるものなれども、非常に反對者多かりき、即ち其の振手形名宛町人の店が役所より遠方にあつた場合には不便此上もなかりし爲め、その善後策として、其の受札人の最寄便宜の兩替店宛の手形を認め、其の手形は後に町人が寄合つて交換決済することとし、同時は速かに取引を完うする方法を案出せり。此の方法は

然ラント同所北仲町ニ役所ヲ設ケ神戸ニハ俵屋ト云フヲ出張所トシ土地不案内トテ北風庄右衛門ヨリ手代二人ヲ雇ヒ入レ札ノ鑑定ヲナサシメタリ、流通少シク大坂ニ勝リシ如クナレドモ兎角右ヨリ左へ入ルノ狀ニテハカバカシカラズ
 となり、今一目瞭然たらしむる爲め此の融通方法を圖解せば



而して右に述べたる如く銀札引替所へ受札の戻れる場合に役所より其旨を各印によりて各町

直に一般町人の承認するところとなり、これを實際に施し、多少融通を圓滑ならしめたる形跡あり。この方法についての形式等は、當時の記録によつて詳細知ることを得べし。今慶應三年九月の御仕法を見るに

銀札百貫目 無利足にて相渡す
 此代り銀手形又は正金にて
 百貫目 相納候様
 右小印附之札銀札引替所に相廻り候は、
 溜置請札人の致案内可申候間銀手形又者
 正金之内を以て引替に出可申事

一、銀札百貳拾貫目 相渡す

此代り銀札又は正金にて

百貫目 相納候様

利足双方共無出入

右小印附請札引替所へ相廻り候て案内次第
 代り銀手形又者正金を以引替可申筈

右引替料として本行之通り代銀納高より二割通余分に銀札下げ渡候に付廻り札は無滞引替可申事

右滞札高之儀者如何程にても割合同様之事

印九月

紀州

銀札引替所 所

銀札引替方引受取扱大取町人

三井井八郎右衛門

鴻池善右衛門

加島屋作兵衛

米屋平右衛門

平野屋五兵衛

鴻池善五郎

辰巳屋久左衛門

加島屋作二郎

米屋善兵衛

笹屋勘左衛門

右は紀州銀札役所よりの命令書なるが、それに對する手形の形式は次の如く定められたり。

覺 銀何百貫目也

右者五ヶ國通用銀札何百貫目極印付にて相渡候代り銀本行之通請取引替所へ相納候所實正也右銀札引替所へ相廻り候は、引替引受中月一步之利足六ヶ月毎に相渡申可候尤銀子入用之節は銀札相戻し越候は、銀子者引替所より相戻し可申候依而如件

年號月

紀州

銀札引替所 所

銀札取扱人惣代

三井八郎右衛門名代

吹田四郎兵衛 印

尙引替書の形式次の如し

覺

銀何百貫目也

右は五ヶ國通用銀札何百貫目極印付にて

相渡候代り銀本行之通受取引替所へ相納候處實正也右銀札引替所へ相廻り候は、引替引受中月五朱之利足六ヶ月毎に相渡可申候尤銀子入用之節は銀札相戻し越候は、銀子引替所より相戻し可申候仍而如件

年號月日

紀州銀札取扱人
高木五兵衛名代

平野屋篤兵衛 印

同
三井八郎右衛門名代

吹田四郎兵衛 印

殿

右相違無之候

紀州銀札引替所 所

形式は斯くの如くなるも、これを詳説すれば或る人が、三井の店へ銀何貫目かを持參せる時、五ヶ國通用極印附の銀札を以つて之れに引替へ、商人は銀を三井に渡し、三井にてはこの

覺

極印附五ヶ國通用銀札何百貫目也

右は銀何百貫目相納候代り銀札本行之通

受取申候右受札中月五朱之利足六ヶ月目毎に御渡し可被下候付右極印札御引替所々相廻り次第正金銀之内を以引替可申候仍而如件

年 月 何 誰 印
紀州様銀札御取扱
吹田四郎兵衛様

この證書の提出せられたるとき、之れに對し銀札引替所は右取引の合法的のものなることを證明する要なり、その證明書は

覺
銀何百貫目也
右は極印附銀札何百貫目誰へ相渡候代銀本行之通同人相納候付銀子入用之節石銀札相渡し越候は、銀子戻し遣可申との各證印引替所奥印の一札同人へ相渡有之候右銀子は引替所々備置有之候銀札戻し越

候は、銀子に引替相渡可申候仍而如件
年月日
吹田四郎兵衛殿
銀札引替所

右形式の制定につき、御勘定組頭愛宕直左衛門より吹田四郎兵衛に宛てたる手翰あり。これ近頃まで祕書として保存せられたるものなりしも之れを見るときはその間の消息を詳知するを得べし、今その全文を掲ぐれば、

甚著の節彌御安泰被成一入珍重之御事此度銀札揃方之品にて彼是御配慮被成下右に付向後受札之ものえ銀札相渡し代り銀相納させ銀子入用申出候は、銀子戻し遣可申候旨各方より受札人へ別紙壹印之通一札御渡置候儀致度其代り受札人よりは銀札相戻り候は、正金にて引替可申旨貳印之通一札差出させ候筈右之通

愛宕直左衛門

吹田四郎兵衛様

各方より受札人へ御一札御渡し被下候付ては引替所より尙又別紙三印通各方之内へ一札相渡し置可申候筈右壹印之通受札人へ一札御渡し置被下候は、札揃之都合にも相成追々正金銀融通相立候は、兼て御談の鐵炮代初御差引等もいたし度何分にも札揃之所厚く御働被下度此段分て御願申候以上

六月十九日

尙銀札引替宛て手當備金且此度引替所取建候時日は臨時入用等も不少候處是迄若山よりも諸拂等取計有之候得共尙此上銀三百貫目程も入用拂有之旁別帳丸印仕法の通此節講事組立度嘸迷惑には可有之候得共右仕法事之趣を以京坂御店中にて何卒拾株程御加入被成下度厚御丹精京都御仲間へも分て御了見何分宜御配慮相整候様致度此段吳々御願申候以上

然らば受札人は如何なる利益を得るやと云ふに、今三井の帳簿によれば

一、銀手形で百貫目 銀札方に納る

此利足一ヶ年分 十八貫目の利益

内六貫目は前利として銀坐へ前渡

内十二貫目は銀札百貫目無利子で受取

右利廻しにいたし利一ヶ月一步一ヶ年十

二貫目

銀手形ニテ百貫目シバラク出候ハ、代リニ銀札百貫ヲ受取リ前利六貫目ヲ受取リ其上納メタ銀手形ガ正銀トシテノ利足出デ其上銀札ノ百貫目ダケ無利足ニテ借リソレヲ運轉シ利足ヲ收メ一年三十貫目ノ利足

右の如き方法により利益を収むる目的にて町人は引受けたるなり。日本經濟史家中に、銀札引受けは單に名譽の爲なりとか、或はこは副業にして藩に對する義務に過ぎず、利益は他の方面より收めたるものなりとか、或は銀札引受の爲め他の特權を得たるものにして銀札引受は目的にあらずして手段たりしなり等と説をなすものあれども、眞實前叙の如き方法にて莫大の收益はあらざりしも、決して全然無利得にて引受けたるにはあらざりしなり。

今右の方法を詳細に調査するに、受札高三十貫目以上は三株、小印(町人の印)を捺せる札の引替所に差出さるゝや、三貫目以上に上る時は引替所より捺印町人へ引替方案内を差遣し、その案内を引取りたる町人は二日以内に銀札手形にて右の溜り札と引替へ受取ることせり。尤も三貫目以下の分は引替に不及とて案内を差遣

さゝりき、要するに小額の場合は手數損なりとて三貫目以上に溜る迄待ち居りしなり。

これにて五ヶ國融通政策の最後に於ける當事者の苦心の跡を窺知するを得べし。

以上列記せる種々煩雜なる方法も皆財政窮乏を被ふの小細工に過ぎざりしなり。斯くして彌縫に彌縫を重ねたる小策も、時勢の進展につれ根底に動搖を來し慶應三年十二月銀札取扱人惣代たる三井八郎右衛門の名代吹田四郎兵衛より其筋へ差出せるに上書を見るに、彼等は各町人と共に苦痛を忍んで銀札の負擔を命せられ來りしも、其本元たる紀州藩の財政的破綻の醜狀を見るに當り、町人連の心を自然離反するに到りしなり。今吹田四郎兵衛の差出したるに上書を左に餘す。

乍恐口上

先達而若山より御召出しに付出府仕候處御加

慶應三年十二月

三井八郎右衛門名代

吹田四郎兵衛

田中 貞輔様

愛宕直左衛門様

木村五一郎様

森部市之丞様

かく町人達は苦痛を忍び、この負擔に堪へ來りしも、此の間直接報酬としては、前に述べたる利子と、三井代表へ銀五枚、町人惣代へ年に銀十枚店員へ同じく十枚の割合にて賞與ありしのみなりしかば、收支相償ふに至らざりしなり。

斯くの如く銀札五ヶ國流通策は全く失敗に歸し、慶應三年十二月自然消滅の形となりたり。

これが正確なる年月は知る由もなけれども、南紀徳川史の記するところに『慶應三年十二月末に瓦解僅に一年間也』とあるより推して略々察

年繰御都合之品有之五ヶ國通用銀札ヶ以十分請札取計させ御融通可取計旨被仰聞尤御返済之儀者御家中様御承知御藏米三萬石余御座候御趣右に付銀千貫目に付御地所千石宛御下け置被成下當暮より右收納米を以て御返済可被下旨垣屋十郎兵衛様より被仰付候に付左迄御厚配被爲遊候御儀に付歸坂之上精々札捌盡力仕追て御融通御都合取計候處以今右御收納米代御下け無御坐に付ては夫是出金致させ候向々に對し甚不都合に有之且者銀札御役所之儀者乍恐生立掛け處備金若山に繰込候計にて御返済規規御立無之ては向後右御役所に踏込御世話難申立場も有之第一備金御手薄にては深く心配仕に付何分にも御約定の通り當暮御收納米代御下け御坐候様仕度存慮之趣譯て奉願上候

以上

知するを得べし。

第四章 引替始末時代

翌慶應四辰年は、この亂脈の始末に上半期を全く費せりと云ふも過言にあらず。今其の狀況を述べん、三井家の「慶應三年勘定目録」に載する計算書によれば

一、銀札二萬八千二百四十七貫九十一匁

札御有物

錢札四十三萬二千三十貫九百文

内一萬六千九百四十貫六百匁

三十一萬九千四百七貫八百文

○

三千百三十貫匁餘

辰三月迄返済ノ筈

一萬二千八百六十四貫文

二萬八百貫匁餘

所々引替所正金 銀錢御有物

差引

五千三百七十六貫目 銀札

九千九百七十貫文餘 錢札

内

二千八十九貫目 市中兩替屋中銀

札暫時延し

七千九百五十貫文

差引

○千八百十貫八百四十目 錢返上

斯る計算にして、この計算表を見る時は殊更説明を加ふるの必要なかるべし。

かゝる間に時勢は益々急を告げ、徳川幕府の根底に動搖を來し、銀札の信用は勿論藩の信用も總べて失墜し、當時引替狀態の頗る混雜を極めたる有様當時の記録に載せられたるもの尠少なからず。例へば

折柄時勢ハ次第ニ切迫幕府ノ威力行ハレカタ

而者混雜之程奉恐入是迄銀札弘め之ため在中之爲融通致貸渡筋も多分御座候右等も一時引替に罷越候而者不得止事返納差支之筋左候は、難澁の向も可有之哉勿論引替方無滞取扱可仕候間多人數一時引替群込混雜不仕候様無急度御通達被爲成下候様には相成中間敷候哉此段私共より乍恐内々奉伺候
辰正月

高木五兵衛名代

江森彌兵衛

三井元之助名代

吹田四郎兵衛

右願書薩州本營所御役所へ罷出申候處黒田彦右衛門様御逢被下願書御覽此程より人々尋に參り候へ共反古之由申遣し都而取上げ不申候夫故頓著に不及申事被仰聞候

此書面により、又その書面の奥に添附せる三井家手代の認めたる説明によるも、明なる如く、紀州藩の財政は全く崩壊し、年來の立替金

とあるを見ても、當時の狀態を想像するを得べし。尙ほ慶應四年正月町人側より提出せる願書の寫にして現存するものあり、即ち

一、紀州銀札引替取扱罷在候處春來引替相始め候付兩者此節柄多人數一時に引替罷在候

並に利足等總べて滯ること多年なるのみならず、慶應三年八月より同年末に至る僅か五ヶ月の間にも御用金一萬七千兩に達するが如き有様なりしかば、これを多年の停滯金と合算する時は、驚くべき多額に昇るべく三井を始め他の町人達の困窮察するに餘ありと云ふべし、因に今日迄秘密に附されありしが、明治四年廢藩置縣の際、政府より舊藩資金の取調を命せられしことありき。當時我が三井家より政府へ回答せる一文書によれば、紀州藩へ御用金の明和七年(明治四年より百年前)以來の貸滞り高は無慮金二十五萬三千七百五十四兩一步、銀六百五十四貫八百十匁(此銀の代金六十目替にて一萬八百四十兩餘)合計金二十六萬四千兩の巨額に上り居れり。これ我三井家一軒のみのことなれば其他領内富豪に對する藩の負債總額は極めて多かりしならん。要するにこれによつて紀州藩——單に

紀州藩のみに限らず幕末に於ける各藩共——の如き大藩にても財政如何に窮乏を告げ従つて領内富豪に對する收歛の苛重なりしことの一斑を窺ふを得べし。

斯くの如く文政五年に初めて制定せられたる松坂銀札は、茲に事實上消滅するに至り世は明治政府の時代に入りたりしなり。

明治政府の樹立せらるゝや、先づ藩札の處分の急務なるを感じ、明治二年十二月令を發して藩札の増刷を禁じ、その増額を差止むると同時從來の發行總高を明治四年二月迄に政府に申告すべき様達せられたり。尋いで明治四年七月廢藩置縣のことあり。これと同時に藩札の通用を差停むることとし、舊來の通用札は夫々引換を爲し、その印刷器械、木版、地紙等はすべて、之れを政府に沒收することせり。かくて明治四年十二月に至り、全國を通じて癸未(明治四年)

明治五年二月、松坂銀札は新説の度會縣に引繼ぐこととなり、其引繼額は

二分銀札 一枚ニ付 新貨三厘

(此屆相場金一兩ニ付銀六十四匁錢十二貫文)

これ大藏省の記録により明なる所なり。

明治五年二月、松坂銀札は新説の度會縣に引繼ぐこととなり、其引繼額は

二十四萬八千九百五兩二分 一匁札

五百六十六兩二朱一匁五分 五分札

四百八十四兩二分二朱六匁一分三分札

四十三兩三分二朱四分 二分札

但金一兩ニ付六十四匁替

金二十五萬兩也

我が松坂藩札も一般藩札と其運命を共にし、明治政府の出現と共に全然其跡を絶つに至れり。今その當時の松坂銀札引替比率を見るに、

一匁銀札 一枚ニ付 新貨一錢五厘

五分銀札 一枚ニ付 新貨七厘

三分銀札 一枚ニ付 新貨四厘

南紀徳川史の著者堀内氏は茲に一の疑義を提出せり。即ち堀田氏は、文政三年の十九萬一千兩と文政五年初めて幕府の許可を得たる當時の一萬六千貫目との間に非常なる差あり、又それと今この度會縣へ引繼がれたる二十五萬兩との差も亦非常なるものなるより、この間に疑義を

挾めるなり。かゝる差額の生じたる原因を極むるに當り、第一原因とも見らるべきものは一體松坂銀札は他藩のそれと異なり非常に利益多く、信用極めて厚かりしこと、即ち引受町人の信用厚かりしこと、及びその發行に對しても相當の秩序が常に保たれ居りしこと、第二の原因としては、國歩艱難の度毎に政策上發行を増加せしこと——これ就れの藩札にても共通の事なり——が非常に大なる原因と云ふべきなり。これ今日とても同様のことにして、不換紙幣の増發の義にて、引替銀有高の有無に關せず増發せんと企てらるゝは財政逼迫當時の行はれ易き手段と云ふべし。されば果して前述の如く引替準備銀に對して正確に同額の銀札發行せらしや否や、研究を要する問題なり。以上擧げたる二件はかゝる差額の出來せる二大原因として堀内氏の推定せる所なるが、勿論當を得たる説と云ふ

べし。堀内氏の擧げたる第一原因は松坂銀札の他と異なり利便多く信用厚かりしは云ふ迄もなきことなれども、若山札も亦決して松坂札に劣らず信用厚かりしことは經濟史家の等しく論ずる所なるが、堀内氏は松坂札は信用厚く需要多かりし爲め増發せざるを得ざりしなりきと論斷せられ居れども、この説には賛同する能はざるものあり。信用厚かりしと云ふも要するに第二の原因國歩艱難の際増發するに便なりしと云ふ第二の増發原因中に含まるべきものにあらずるか。即ち財政困難の場合にして増發せんとせらるゝ時信用薄しきものよりも信用厚きもの、方増發の便多かりし爲め松坂銀札にかゝる差額の生せしめたるものと見るべきにあらざるか。かゝる例は一藩内にもよく見ることにして、例へば信用ある錢札又は銀札に對しては、一時の米切手又は物産の引替券等、その勢力に於て

到底對抗し能はざること論を待たず。されば松坂銀札増加の原因は、利便多く信用厚かりしと云ふよりも、財政の逼迫を救ふ爲めに無暗に發行を重ねたりと云ふが主なる原因と云ふべし。而も幕末に於ける國家多事の砌とて藩にてし頗る焦慮せる形跡あり、今一々引例を略すと雖も種々の手翰の藩吏より三井組に宛てたるもの少なからず、こは只銀札方面に關せることのみならず、物産の事、及三井家として頗る苦慮したる彼の鐵炮代立替の事、滯り金に關する事等種々の方面に涉れる往復文少なからず、かゝる事のある都度銀札の方にも影響を及ぼすことなれば、財政艱難の原因より、自から増刷せしことを推察せらる。而してその増加率の非常に高きものあれども、三井家勘定目録逐年所藏せらるゝにあらざれば一の計線を劃すること能はず。而して他にもこの藩札に關する記録の依るべき

ものあるを知らず、或は爲替組の一家なりし伊勢の小津家に藏せらるゝものあるやも知るべからずと雖も、材料としては三井家に藏するもの最も確實なりと云ふべきにより、それに發見せられざる爲に逐年の増加の統計的説明の不可能は論者の極めて遺憾とする所なり。元治元年(文久四年)十一月の如きは、藩當局より在來の舊印面二十面を増刷の爲め水口屋に向け彫濼を命せられたり。尙ほ御用金の際に銀札使用苦しからずとの添書ありたり。是等は孰れも増加の勢の止むべからざるを證明せるものなり。殊に元治元年には四月と十月と二回増刷を命せられ居り、慶應三年より四年の如きは七十面の新彫を水口屋に命じ、水口屋より三井家に宛てたる請取證が今日尙は残り居れり。斯くして銀札は慶應三年十二月を限り新に彫印することを停止し、明治十二年を以て各藩札

と共に交換を了し、茲に松坂銀札の流通も全く跡を絶つに至れり。

第五章 結 論

以上述ぶる所は松坂銀札の大體の沿革なれども、緒言にも述べたる如く、三井家の文書は未だ公開する運びに至らず、而かもこの論文の範圍も松坂銀札に關するものみに限れるものなるが、紀州藩と三井家との關係は單にこれのみに限られたるものにあらざるのみならず極めて密接なる關係あるものにして、詳細にこれを述べんとすれば自ら御用金、物産その他、講金、御藏米等のこと迄論述せざるべからず、かくては實際もなきことなれば當に銀札のことのみに限り、其他はこれを他日の研究に貽したり。只茲に一言注意すべきことはこの松坂銀札を若山札と混同して論せるもの多々とありしことなり。これ大なる誤謬にして殊に松坂銀札は普通の藩

札と異なり之れに對して爲替組なり、三井組なりが特別の方法を講じて遣り繰りせし等又五ヶ國共通融通を計る等、これを他の諸藩札と比較對照すれば大に趣を異にするものあり、而しての五ヶ國融通は松坂銀札として特筆すべき興味ある點なれば比較的詳説したる次第なり。

(大正十二年四月稿)

共產主義の經濟的基礎 に就て(上)

伊 藤 秀 一

Marx が一八五九年の著作「經濟學批判」(Zur Kritik der politischen Ökonomie)の序文に於て彼が研究の指南車 (Leitfaden) となれりと自稱

する所の唯物史觀の形式を掲げ、

「人類は彼等の生活の社會的生産に於て一定の、必然的の、彼等の意志より獨立したる關係、即ち彼等の物質的生産力の一定の發達階段に適應する生産關係に入り込む。此等生産關係の總和は社會の經濟的構造、即ち法制上及び政治上の上層建築の據つて以つて立ち、又一定の社會的意識形態が之に適應する所の眞實の基礎を形成するものである。物質的生活の生産方法は一般に社會的、政治的、及び精神的的生活過程を條件づける。」(Vorwort S. 55) と言ひ、更に又「一の社會組織は總ゆる生産力が其の組織内に於て餘地ある限りの發達を爲し遂ぐる以前に於て決して顛覆する事なく、且つより高度の新生産關係は其のもの、物質的存在條件が古き社會の胎内に於て孵化せられざる以前に於て、決して之れに取つて代る事がない。」(S. 56)と説明

せる一聯の句は普く熟知せらるゝ所である。而して此は實に Marx が社會進化考察の根基であつて、其の唯物史觀の公式は又直ちに資本主義的社會組織の批評乃至共產主義論の理論的根據をなすものであると言ふ事が出来る。

凡そ此の公式の説く所に從へば社會の眞の基礎は經濟組織にして、法律政治等は其の基礎の上に構成されたる上層建築に過ぎざるものである。而して或時代の經濟組織とは必ず其の時の生産力發達の程度に適應せる一定の生産關係の總和である。斯くて或時代の生産力の發達程度が其の時の生産關係、從つて經濟組織と調和する限りに於て換言せば其の經濟組織が生産力の發達のため好適の關係に在る限りに於て何等問題の生ずる事なきも、生産力漸く發達して生産關係との適合破れ、從來生産力の發達を助長し來りし社會組織が却て之が發達を妨害するの